

# ICU教育研究所設置の趣旨とその課題

日高 第四郎

(国際基督教大学教育研究所長)

一、民主主義の確立と教育。——第二次世界大戦敗戦後日本は急激に驚くほど民主化された。しかしそれは決して日本国民の自由な意志、その自發的企図及努力にのみ基くものではなく、むしろ國際情勢上外から課せられ指導された成果である。日本の降伏、連合国の大規模徹底的な管理という厳然たる歴史的事実をぬきにしては、主権在民の新憲法の制定やそれに基く政治経済社会の大規模徹底的な民主的改革は、内乱流血の惨事を連想することなくしては、到底考えられない。もとより日本にも民主主義的伝統並に素地もなかつたとは言えない。しかしそれは政治・社会思想においては傍系たるに止つて、決して主流をなすほどではなかつた。ましてや、それには明治以来の根深い半封建的特權を根こそぎに転覆し、全体主義的國家権力の背骨を折る如き容赦なき大胆な改革を断行する強大な実力があつた筈はない。それにも拘らず、流血革命の成果にも比すべき大変革を、短日月に、しかも平和裡に、遂行し得たことは、連合国の大規模な管理と助成、就中アメリカの指導的政策に負う処が大であることは率直に認めなければならない。要するに戦後の日本の民

主化は民主主義国からの他律的重圧によつて出来たのである。

ここで二つの問題に行き当る。一つは民主主義そのものの妥当性の問題であり、二つには民主主義と日本の社会的現実との間にあつた懸隔の問題である。

もしも民主主義そのものが、軍事的政治的勝利者が敗北者に課した命令乃至要請であるが故に止むなく一時之に服従又は適応すべきものであるに過ぎないならば、それは一種の避くべからざる害悪であつても正義ではない。それならば占領の事が終息し、平和条約が締結された暁には憚ることなく之を棄て去る剛毅があつてこそ独立国の面目と實質にふさわしいであろう。しかし若しも、民主主義そのものが政治的・社会的原理として、人類普遍の道理に基き人道に適うならば、従つて日本人一般の良心に内面的共感を呼び起すならば、我々はその起源や由来に係わらず、誠実と熱情とを以て之が実現に邁進しなければならない。そして我々は、民主主義の本質を以て日本国民が民族として国際社会に正当な地歩を占める為にも、また個人として人類の共同社会に信頼と尊敬とをかち得て生活する為にも、当然守るべき正道であると信ずるものである。しかし乍ら、民主主義の本質とは、政治的・社会的理念であつて決して單なる歴史的事実ではない。事実としての民主主義は、この普遍的な理念を内に宿し乍らも特殊な具体的な制限と形態において存在するのみであり、従つてアメリカにはアメリカ式の、イギリスにはイギリス流の、スイスにはスイス型の民主主義が実現されているのである。それ故に日本には日本にふさわしい民主主義があつてしかるべきである。

しかし乍ら現今の日本の民主主義は、政治的機構及社会的制度としては、可なり進んだ形態を整えてはいるが、さきにも触れたように之は日本人自身の創意に出するものではなく、一般国民にとっては言わば半強制的輸入物であるが故に、それらの機構や制度の運用維持發展に必要欠くべからざる内面的条件に欠くるところが甚だ多い。換言すれば民主主義的思想、感情、生活、経験、訓練がまだまだ不十分である。

言わば外型のみ整つて生きた中味が貧弱なのである。その中味を培い育てることこそ新教育のかけがえなき任務である。しかも精神的根柢の薄弱なる民主的日本が当面せざるを得ない未曾有の深刻激烈なる国際的対立とその凄惨なる運命を想う時、この任務のいよいよ緊急なるを覚える。

二、新教育の基本原理。——これは既に教育基本法に明示されているが、諸法律諸制度の相次ぐ改廃制定の変動混乱の内に、案外注目されていない。

そもそも明治以来の日本の公民教育は獨特な国家至上主義的教育であったことは争われない。それは教育勅語を最高の典拠として子供達を国民として天皇の臣民として教育するに急であつて、個人として人格として教育することを等閑に附していたと言えるであろう。明治時代の国際的政治環境と、国内の立遅れの状態とに処して国民的統一による強化と發展を期した意図と努力を想う時、教育勅語が当時の歴史的伝統制約の下に果した大なる役割を、いやしくも歴史的理諳を言う者にして誰か全く否定し去ることが出来ようか。しかし乍ら他方においてこの勅語がいつまでも不變不動の国家的信条として學問的批判検討の対象外に祭り上げられて来た事実はかえすがえすも遺憾だと言わねばならない。新しい教育基本法は、よろ

しく前車の覆轍に顧みて、その真精神を誤なく發揮せしめる為に、常に新な學問的批判検討の対象とされなければならない。

三、学制改革の難点。——教育基本法を背景とする六・三・三・四の新学制は、占領軍の管理下における特殊な心理的影響は免かれ得なかつたとしても、その大綱は、教育刷新委員会（後に教育刷新審議会と改称）の自由な討議判断によつて決定されたものであつて、その主たる責任は日本人にある。ただその実施に際しては占領管理下の特殊条件の下に、しかも社会革命的大変動の渦中にあつて特に短時日の間に遂行されねばならなかつた為に、種々の無理を承知し乍ら敢てしなければならなかつたのである。その主たる難点は(1)実施上詳細具体的な年次計画が十分熟していなかつたこと、例えは二年制のいわゆる短期大学の制度の実施が四年制の大学より一年後れた如きはそれである。(2)戦後の経済的窮乏と止め度なきインフレーションの昂進の下に、実施計画に財政的物資的裏付けが甚だしく稀薄であつたこと。(3)急激な制度改革の故に、必要な先決条件たる教師の養成が間に合わなかつたこと等である。

四、教師養成問題。——教育改革の実績を確保しそれの健全な発展を期するに最も緊急重要な条件はその改革の精神を知つて之を実行に移すに足るよき教師の大量養成である。

明治以来義務教育の為の教師は主として師範学校で養成された。それらの学校は一九四三年専門学校に昇格するまでは中等学校程度の学校であり、昇格後も戦時中のこととて十分な内容改善の措置は取られなかつた。これらの学校は制度上国家主義的目的に殆ど盲目的に忠実に従つて来たもので、将来の教師を恰

も文化的軍人の如く国策遂行上の生きた道具として養成して来たと言えるであろう。従つてその卒業生は、多少の例外を除けば、概して権力に対し無批判的に柔順であり、他律的事大主義的傾向が甚だしかつたと言われている。戦後この弊害を痛感する余り教育刷新委員会においてすら、いわゆる教師養成機関の全廃を強く主張する者も少くなかった程である。しかし全国の義務教育の教員数は小中学校を合せれば約五〇万に達し、その毎年の減耗率は大体その一割に当り、この五万人を年々補充するには、少くともそれが六一七割は国として計画養成する外はない。それには旧制師範学校の校舎施設の使用は勿論その教員の内のある数の採用も亦止むを得ない処置であった。そこで師範学校を出来るだけ大胆に改革し他の学校と結合し編成し直して国立の教育学部或は学芸大学等を作り、そこに原則として四年課程を置くと共に補足の手段として当分二年課程をも並置して間に合わせ、義務教育の教師もなるべく四年の大学課程で養成する方針が立てられたのである。しかしこの企画は甚だ徹底を欠き目標達成にはまだまだ非常に程遠いと言われている。ことに教授陣を補強する必要がとなえられているが大学教授らしい教師が仲々急には整えられないからである。

従来公民教育の指導原理はさきに述べた通り教育勅語によつて権威付けられ、之を自由な立場から批判することは「不敬」として殆ど禁止されたに等しかつた。かくして日本の教育学界は恐らく原理的研究の自由の欠乏の故であつたろうか、優秀な人材を多く集め難かつたらしい。かかる特殊事情の下に我国における教育の学問的研究は他の分野に比しておくれ勝であつた。

戦後民主主義社会における教育の重大な役割の認識が深まると共に、教師の社会的地位並に待遇の改善されるにつれて、若い世代の間に教育の学術的研究の活発になる気運が次第に醸成されつつあることは、まことに喜ばしい又頼もしい事であるが、過去の面白からぬ惰性を完全に脱却するにはまだまだ相当の年月を貸さねばなるまい。

五、ICUの教育の大学院の計画。——ICUが特に新しい日本及び東洋の新興諸国に対して果すべき任務は、キリスト教的文化を背景とせる世界的視野をもつ有能な信頼に価する人物を一人でも多く養成するにある。これが為にICUは我国には類例の稀な教養学部を先ず創設し、一般教養に重点をおいた普遍的にしてしかも個性豊かな人格の養成を目指しているが、之に次いで教育の大学院設置を計画して民主教育の改善に貢献しようとしていることは上述の情勢からそれが急務であるとの大局的認識に基くのである。この教育の大学院設置計画は非常に重大深刻な意味をもつものであるが、実は極めて困難な課題である。何となれば(1)さきに述べた様な特殊な事情から日本においては現在信頼するに足る教育学者の絶対数が少いからである。(2)一九四九年新制大学の発足以来教育学及び教員養成を主とする国立の大学学部五二、公立のもの三、私立のもの八、総計六三学部が急速に出来上ったので、教育関係の学者の需要も激増し相当の学者は悉くそれらに吸収され尽してなお不足を告げている状態である。(3)かかる事情の下にICUが數年おくれて出発したのであり且つ単なる教育学部に止まらず一段水準の高い又ICUの要望に適う大学院の教授を日本人学者の間に求めなければならないからである。(4)もしこの困難を避ける為に日

本人以外の学者に主として頼るとすれば日本の学界教育界並に社会から遊離する危険に曝されることを考えなければならない。これを予防する為には少くとも教授陣の半数を日本人学者の中から選び日本人以外の学者の協力の下に、我国の学界及教育界の複雑微妙困難な具体的問題を解決しなければならない。この目標の実現には少なからぬ時日と財源と人と忍耐とが特に必要である。

六、大学院と教育研究所。——ICUの大学院には大体三つの機能が具備されなければならない。第一は研究機関としての機能。第二は教育機関としての機能。第三は専門分野における奉仕機関としての機能である。この内第二の教育機関としては法制上先ず大学設置審議会の審査を経て文部省の認可を受けなければならない。かくて公共的責任と社会的地位を明かにすることは決して簡単なことではない。それ故これを後日の宿題として大学院の基礎的条件のうちのいくつかを準備し促進する為に、第一と第三の機能を統合して一九五三年三月教育研究所を設立したのである。

### 七、教育研究所の研究課題は何であるか。

A、教育哲学の研究。新教育の憲章ともいべき教育基本法の精神を思想史的に又理論的に検討し、之を批判的体系的に基礎付ける新しい教育哲学の樹立と普及とを志すものである。それが為には適当な学者の協力によって日本の歴史的文化的背景と社会的現実を分析理解した上でその長短を憚るところなく評価しつつ、如何なる理念によって教育を指導し净化し発展せしむべきかを研究しなければならぬ。そして少數の専門の学者がこの課題を深く考え徹底的に究明し高邁なる識見の下に体系付けることはもとより望ま

しい又必要なことであるが、我々はこれのみに頼らず、我が國の危急な情勢に対処して、たとえ拙速の憾は免れぬとしても、一種の共同研究を企ててゐるのである。即ちこの課題に対する担当教授の試案を日本民主化を誠実に希求する約三〇人の各方面の識者に披瀝し、その討議に附し、その反響を攝取して試案を改訂しつつ展開せしめ、ある段階に達したる後は更に現場の教育者を集めて研究会を開き、彼等をして教育の現実的体験に照合して哲学的理論を検討理解せしめんとするのである。

B、教育におけるキリスト教原理の研究。如何なる点に人生の究極的価値と意義とを見出すかという点において元来宗教と教育とは非常に密接な関係に立つものであるが、信教の自由の原則を確保する立場から多くの文明諸国においては法律上公教育においては両者を分離せしめてある。何を信じ又は信じないかは、何人よりも強制さるべきではないという意味において宗教こそは最も良心の自由を要請するものである。従つて国立及公立の学校が特定の宗教教育を差控えることは理の当然である。しかし他面において私立の学校や有志者の個人並に社会に対する指導教育において、相手方の信教の自由を尊重しつつ、特定の宗教教育或は宗教的原理に基く教育を行うことは自由であるのみならず必要でもある。ことに日本の現実にあってはキリスト教精神の普及徹底を必要欠くべからざることと見るのが我々の立場である。過去の日本のキリスト教主義の教育は相当の歴史をもち乍ら、その發展の成績は必ずしも満足すべきものではない。この点を大いに反省し主として日本の歴史的社會的伝統文化等の諸条件を分析しキリスト教の真精神に照し合せて討究闡明し、いわゆる非キリスト教國なる日本並に東洋諸邦の風土に如何にしてキリスト教

的文化及学術を培い広め、キリスト教的人格を養成せしむべきかを明かにせんとするのがこの課題である。短く言えばキリスト教的教育哲学の研究である。

C、国際理解の教育の調査研究。諸国民諸民族にはそれぞれ独自の個性と文化、風習と伝統がある。それらを普遍人類的国際精神の地盤の上に攝取し、自由な各国民各民族が相互に、寛容と理解と尊重の精神を以て、補足協力の関係に立ってこそ国際正義と世界平和とが確保せられるのである。しかるに国家主義的教育はややもすれば自己の所属する国家や国民を簡単に絶対化し、他の権利を蔑視し蹂躪し、隣に対する無知と誤解と偏見に陥りがちである。この愚と不正と悲劇を超克し、自國を知ると同時に他国に学ぶ国際理解の教育こそ国際的民主主義の一環であり、正に UNESCO の精神と相通するものである。それぞれ異った文化的学術的背景を負う教授達の国際的協力によって成れる本学においてユネスコ活動との連繫を保ちつつ之が研究をなすことは最もふさわしいものと考えられる。

D、教育心理学及教育社会学の研究。現代における教育の科学的帰納的研究の基礎学は心理学と社会学だといわれる。教育が哲学的理念乃至は価値の原理にかかるのみでなく、現実の個人及び集団の成育と発展とに係わる限り、教育の科学的研究は人間形成の Genesis の問題である。ことにここ五〇年間、ヨーロッパ及アメリカにおける教育の心理学的基礎及社会学的基礎に関する研究は長足の進歩をとげた。この点において日本の教育学は多くを学び独自の研究をすすめねばならない。ことに被教育者の生理的心理的素質とその発達の過程や社会のもつ無意志的無計画的にしてしかも強大な影響力ある教育的、或は反教

育的機能の科学的分析理解を俟たなければ、教育学はややもすれば個人的主観的見解熟練信念の集積に墮する虞がある。この意味において教育心理学及教育社会学の研究は促進しなければならない。

E、視聴覚教育の研究及実験。人間の五官の内、視覚と聴覚とは最も知能や感情の発達と密接不離の関係にある。現代の科学的技術の発達によつて、この二つの感覚の欠陥を補充し、その長所と本質を拡大伸長して之を教育に応用して効果を挙げようとするのが視聴覚教育の狙である。これは戦時中教育の能率を競つて各国において研究され、ことにアメリカにおいて長足の進歩をとげたものである。我々は今、この方面におけるアメリカの学者の技術と経験理論と熟練とをかりて、日本の現実に適応する工夫をこらし、新教育の改善充実に貢献しようとするのである。例えば幻灯、スライド、映画、テープレコード、ラジオ、ティベイジョン等の教育的応用によつて、従来言語の媒介のみにより勝であつた方法を改善して、直觀による教育、語学の新教授法、理科教材教具の改善、種々なる教材映画の製作、テープライブラリーの製作等々を通じて、本学の教育効果をはかるは勿論、諸大学間の協力研究社会奉仕等をも企てている。

F、大学生の補導問題の調査。現在我国の大学が当面せる最も微妙にして困難を極めたこの問題は日本の運命にもかかわる重大問題であるが、その順当な解決に資する為、先ず包括的な学生生活の実態調査をすすめ補導の原理及有効適切な方法の研究にすすまんとするものである。これについては高邁なる識見と周到なる学的理諭と豊富な経験とを必要とするが故に、軽々しく結論を急がぬ慎重さをもたねばならぬ。

上述のABCDEFの諸課題の研究に当つては、教養学部の教育との交渉をいよいよ密接にすると共に、能う限り諸大学諸研究教育機関とも連絡をはかり、理論的根拠の確立のみならず生きた教育経験の裏付けを重んじ、極力独断と偏見を戒め、研究の成果については他の率直な批判を歓んでうけ、研究の確実と健全とを期せんとするものである。

\* 例えは、福沢諭吉、板垣退助、大隈重信等の自由民権論、尾崎行雄、島田三郎、初期の犬養毅等の議会政治家の活動、漱石門下の個人主義思潮、白樺派の人道主義、安部磯雄、馬場恒吾等の社会政治論、鳥井素川、大山郁夫、長谷川如是閑等の文筆活動、福田徳三、吉野作造等の黎明会の啓蒙運動、これに連なる新人会等の学生運動並に無産者解放運動等を見よ。